

市長説明要旨

－ 平成30年12月市議会定例会 －

四万十市

本日、議員の皆さんのご出席をいただき、12月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

【提出議案】

今期定例会にお願いします議案は、予算議案として「平成30年度四万十市一般会計補正予算」など8件、条例議案として「四万十市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」など7件、その他の議案では「幡多中央消防組合の共同処理する事務の変更及び幡多中央消防組規約の一部変更について」など13件の他、「人権擁護委員候補者の推薦」に関する諮問案2件、報告事項が1件となっています。

提出議案の詳細については後程、副市長からご説明しますので、私からは来年度の予算編成の考え方並びに9月定例会以降における主要課題等への取組みについてご報告いたします。

【平成31年度予算編成方針】

はじめに、平成31年度の予算編成方針について申し上げます。

本年9月の月例経済報告では、わが国経済の景気認識を示す基調判断は、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、穏やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動に留意する必要がある。また、相次

いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」
とされています。

政府は、平成30年6月15日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現を図るためのポイントとして、人づくり革命の実現と拡大、生産性革命の実現と拡大、働き方改革の推進、新たな外国人材の受入れ及び「経済・財政一体改革」の推進の5点を挙げており、特に「経済・財政一体改革」の推進では、新経済・財政再生計画を策定し、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大するとされています。

また、地方財政においては、地方の歳出総額について2018年度地方財政計画の水準と実質的に同水準を確保するとされていますが、地方交付税については、改革努力等に応じた配分強化が検討されるなど、地方行財政改革を推し進める方針が示されており、今後も国の動向に十分留意する必要があります。

本市では平成29年度一般会計決算において、合併後初めて財源調整を行うため、減債基金1億円の取り崩しを行いました。これまで黒字基調で推移してきましたが、普通交付税においては、人口の減少や合併算定替による縮減、景気対策として上乘せ措置されてきた歳出特別枠の廃止などにより、臨時財政対策債も含めた実質的な額として、平成27年度から本年度にかけて約9億6千万円が減少

しています。

そのほか、市税についても人口の減少により調定額は減少傾向にあることから歳入の増加は期待できず、また、歳出においては、少子高齢化の影響による社会保障関係経費の負担は大きく、さらに、各事業にかかる公債費も増加する見通しで、来年度においてもこのままだと、約5億6千万円の財源不足が見込まれ、財政見通しは極めて厳しい状況にあります。

このような厳しい状況の中、財政の健全化を図りつつも、市民サービスの質を確保し、各種計画に掲げる事業を着実に実行していくためには、あらゆる事業をゼロベースから見直し、緊急度・優先度を明確にするとともに、事業の厳選と重点化を図り、限られた財源を効果的・効率的に活用するよう努めなければなりません。

平成31年度の予算編成においては、総合計画に掲げる市の将来像である「人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市」を実現するため、前年に引き続き、次の5点の基本方針に沿って取り組みます。

1点目は「総合計画に沿った施策の推進」です。

「四万十市総合計画」に掲げる市の将来像の実現に向けて、現在の進捗状況を確認するとともに、基本目標を意識して予算編成に取り組みます。

2点目は「総合戦略の着実な推進」です。

平成27年度に策定した「四万十市まち・ひと・しごと創生総合

戦略」に掲げる施策・事業について、K P I（重要業績評価指標）達成に向け、計画的・効率的に取り組めます。

3点目は「施策の厳選と重点化」です。

事業の優先順位を厳格に定め、緊急性・重要性の高い施策に優先的に財源を配分し、限られた財源を効果的・効率的に活用します。また、新規事業については費用対効果を十分に検討したうえ、見直し時期や終了時期を明確にして取り組めます。

4点目は「公共施設の適正な管理」です。

平成28年度に策定した「四万十市公共施設等適正管理計画」の基本方針に基づき、現施設の改修費用、維持管理コスト、利用状況等を考慮し、施設の統合・廃止を含めた見直しに取り組めます。

5点目は「持続可能な財政基盤の確立」です。

前年度に引き続き、市税や普通交付税の減少により一般財源が大幅に減少する見込みでありますので、持続可能な財政基盤を確立するため、各種事業をゼロベースから見直すとともに、「第2次行政改革大綱」に掲げる重点項目を意識し、歳入の確保、歳出の抑制に積極的に取り組めます。

続きまして、9月定例会以降における主要課題への取り組みについて報告します。

【四万十市みんなで防災訓練】

まずは、「四万十市みんなで防災訓練」についてです。

11月3日に、内閣府と四万十市の共催により、本市としては初めての総合防災訓練を実施しました。これまで市としましては、南海トラフ地震による発災に備え、ハード整備だけでなく、防災意識の啓発や自主防災組織の育成など、ソフト面での取り組みについても推進してまいりました。しかし、まだまだ津波による甚大な被害が想定されている沿岸部とその他の地区とでは、防災訓練の実施状況や参加率に差があるのが実情です。

今回の訓練は、このような課題の解消に向け、できるだけ多くの方々が何らかの訓練や学習会に参加していただき、市内全体で同じように防災意識が啓発されることを期待し、多会場分散型として開催したものです。

こういった目的から、今回の訓練では、訓練会場まで足を運ぶなくても、自宅に居ながら無理のない範囲で訓練に参加することができるよう、市内一斉のシェイクアウト訓練を実施するとともに、市町村全域規模としては県内で初めての実施となる「黄色いハンカチ作戦」と題した、玄関などに避難したことを示す黄色い布を掲示する、地区内安否確認訓練を実施しました。

これらの訓練は、大変シンプルな訓練ではありますが、地震を始めとする大規模災害時には、まず、自分の身を守る自助、また、地区内での安否確認や救助を行う上で、スムーズな共助・

公助に繋がる重要な訓練だと考えています。

その点においては、発災時に取るべき行動を多くの方々に実践いただける訓練となり、非常に有意義な訓練になりました。

また、安否確認訓練終了後は、市内全域の17会場で地元自主防災会が中心となった訓練や講演会、学習会などが開催されたほか、海上保安庁及び陸上自衛隊の公助の役割を担う機関との連携した訓練や高知県の緊急消防援助隊受援応援訓練、高知地方气象台による学習会も行われました。その他にも、四万十看護学院、日本赤十字社による応急手当の講習会や障がい児入所施設わかふじ寮による福祉避難所運営訓練など、公助機関だけでなく民間団体にもご協力を頂きました。

その結果、訓練全体では全17会場で約2,000人の方が参加いただいたほか、「黄色いハンカチ作戦」と題した安否確認訓練に約4,700世帯、さらには、シェイクアウト訓練にも多くの方々の参加をいただけたものと考えていますので、災害に強いまちづくりを推進する本市においては、防災意識の重要性を広く啓発できた意義深い訓練になったものと考えています。

これだけの規模の訓練を実施できましたのも、市民の皆様はもとより、各機関、団体の皆様、そして各地区の自主防災組織の皆様のご理解とご協力あってのことと厚くお礼を申し上げます。

各地区からは来年度以降も実施したい、継続すべきとのご意見もいただいております。今回の経験や聞き取り調査の結果も踏まえて、

来年度以降も防災意識の高揚に繋がる訓練の実施に向け今後検討を進めていきますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【片坂バイパスの開通】

次に、片坂バイパスの開通についてです。

去る11月17日に、一般国道56号片坂バイパスの開通式が、国土交通省池田道路局長をはじめ、尾崎高知県知事や地元選出の国会議員など関係者多数ご出席の中、盛大に執り行われました。式典終了後には、黒潮町拳ノ川地区におきまして、記念の餅投げも催され、いよいよ実現した幡多地域への高速道路の延伸を多くの皆様に喜んでいただけたものと思います。

これもひとえに、地域の熱い声を届けてくださいました市民の皆様や、事業推進に心血を注がれている、国土交通省並びに高知県、そしてご支援いただいた国会議員の皆様をはじめ、県議会・市議会議員のご尽力の賜物であり、改めまして心からの感謝を申し上げます。

片坂バイパスを含む四国横断自動車道の延伸は、アクセス向上による高知県西南地域の交流の促進と地域産業の活性化に繋がるとともに、懸念される南海トラフ地震や津波発生時の緊急輸送道路の確保に重要な役割を果たすものと確信しております。

片坂バイパスの開通を機に、幡多地域の地方創生を図るため、

魅力ある地域づくりに全力で取り組むことは勿論のこと、高速道路をしっかりと繋ぐことにより、ヒト、モノなどの活発な流れを地方から起こし、イノベーションの創出を図ることが、私達、地方行政を預かる者の責務と考えます。

今後も、窪川佐賀道路や佐賀大方道路の早期整備を強力に促進するため、できる限りの支援を行うとともに、まだ事業化されていない大方～四万十間や、宿毛～内海間の早期事業化を目指し、関係機関への働きかけなど引き続き全力で取り組んでまいります。

【沈下橋の修繕】

次に、沈下橋の修繕についてです。

昨年11月に、市道岩間茅生線いわまかようせんに架かる、岩間大橋（通称：岩間沈下橋）の右岸側橋脚の一つが突然沈下し、通行止めの措置を行ってから1年が経過しました。また、その後の調査で、三里橋と勝間橋におきましても、一部橋脚に腐食が確認されているところです。

岩間大橋におきましては、沈下した桁と橋脚の撤去を行うとともに、撤去部分の復元や橋脚修繕のための調査設計を10月中に完了しました。今後は既存の橋脚に対して、座屈防止のためのモルタル充填工事を今年度の渇水期間中に行う予定としており、本格的な修復に向けての工事は来年度から進めてまいります。

また、三里橋ならびに勝間橋におきましては、腐食が確認された橋脚に対して、モルタル充填工事を4月から5月に実施し、その後、

通行規制を緩和する措置を行いました。今年度中に橋脚修繕のための調査設計を行い、来年度以降、本格的な修繕に向けて取り組んでまいります。

なお、平成22年から通行止めとなっている屋内大橋におきましても、桁の補強工事を来年1月に発注する予定であり、一日も早い通行規制の解消に向けて努めてまいります。

沈下橋は、四万十川の景観を構成する代表的かつ重要な橋であることに加え、流域集落の生活に欠かせない生活道路でもあります。来年度以降も、従来の姿を少しでも早く取り戻せるよう、高知県が新設した支援制度も活用しながら、取り組みを進めていきます。

【国道441号の整備】

次に、国道441号の整備についてです。

事業主体である高知県では、引き続き早期完成に向けて精力的に整備を進めていただいております。

口屋内バイパスの西土佐側である、西土佐中半地区のトンネル明かり部では、昨年引き続き一部区間約230mにおいて、拡幅工事が実施されております。

また、中村側におきましても、久保川地区のトンネル明かり部の詳細設計と地質調査、用地測量、トンネル詳細設計を実施中で、用地買収にも着手したとお聞きしており、バイパス開通に向けた着実な取り組みが進められております。

国道441号は、四万十市の南北連携と観光振興のための基軸となる重要な道路であります。市としましても、今まで以上に県と連携し、早期整備に向けての取り組みを進めてまいります。

【文化複合施設の整備】

次に、文化複合施設の整備についてです。

文化複合施設基本計画については、市民ワークショップでの意見や提案等をお聞きしながら、整備検討委員会で協議を重ね、「施設の基本理念・使命」や「事業・活動の方針」、「施設計画」のそれぞれの案などが定まりましたので、現在、管理運営の考え方や整備スケジュール等について精査しているところです。

毎回30名程度の参加があった3回の市民ワークショップでは、「新しい施設が、公演やイベントがない時でも、市民が集う居心地が良い空間になればよい。」などの意見が多く出されたほか、整備検討委員会においても、「将来を見据えた使いやすい施設にしていくことが必要。演劇や音楽でホールにたくさんの方が集まることも大切だが、日常的に親しみやすく誰がいつ来ても賑わいがあることが特徴となる施設にしてほしい。」など、「市民の参加・交流・創造の拠点」となるような施設の整備が望まれているところです。

今月中旬からは、パブリックコメントの実施も予定しており、より幅広い市民の声が反映された計画となるよう努めてまいります。

【 J A の 合 併 】

次に、 J A の 合 併 についてです。

皆様も既にご存知のように、県下の 1 2 農協と園芸連などの連合体組織が合併してできる「 J A 高知県」が、平成 3 1 年 1 月 1 日に発足することとなっており、幡多地域をエリアとする「 J A 高知はた」も、この合併に加わることとなっております。

これにつきましては、農家の皆様もいろいろな思いがあろうかと思いますが、この合併により、事務の合理化などによるスケールメリットが活かされ、営農指導の強化や販売力の強化などに力が注がれるとお聞きしております。

市としましても、こうした取り組みにより、農業者の所得増大や、地域の活性化などに、より一層貢献していただけるものと大いに期待をしているところです。

【 新 た な 森 林 経 営 管 理 シ ス テ ム 及 び 森 林 環 境 譲 与 税 】

次に、「新 た な 森 林 経 営 管 理 シ ス テ ム 及 び 森 林 環 境 譲 与 税」についてです。

来年度から導入される新 た な 森 林 経 営 管 理 シ ス テ ム では、本年の森林経営管理法案の成立を受け、森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務が明確化されることになりました。

これに伴い、所有者自らが経営管理を実行できない場合には、市町村が森林の経営管理の委託を受けることとなり、その中で、林業

経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者へ再委託、また、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林は、市町村が経営管理を行うというものです。

市としましても、所有者の意向調査の結果を踏まえ、所有者からの意向がある場合には、適切な管理が行われる仕組みを作り、未整備箇所の整備が推進されるよう取り組んでいきたいと考えております。

なお、これらの経営管理に係る財源となる森林環境譲与税は、主に市町村が新たに行う公的管理をはじめとする森林整備等の財源として、充てるものとされておりますが、用途には一定の条件があることから、現在、高知県が主催する勉強会などを通じ、引き続き情報収集に努めていきたいと考えています。

【四万十市産業祭】

次に、四万十市産業祭についてです。

2回目となる四万十市産業祭を、11月18日の日曜日、安並運動公園を会場として開催しました。

当日は天候にも恵まれ、「しまんとのチカラフェスタ」のキャッチフレーズのとおり農・林・水産・商工・観光の産業分野のほか、健康育児相談、出会い結婚相談、環境保全、動物とのふれあいや親子でくつろげるスペースづくりなど様々な分野からご協力いただき、市内外から前回の来場者の2倍にあたる約2万人の方々にお越しい

いただきました。

また、会場内のスポーツ施設では、スケートボードのギネス記録への挑戦や土佐の小京都550年祭記念事業高校野球招待試合も開催されるなど大いに盛り上がり、ご来場くださいました皆様楽しんでいただけたとともに、本市の持つ産業の力を十分に発信できたのではないかと考えています。

今回、産業分野を超えた各分野と連携して産業祭が開催できたことで、総合計画の中で本市の将来像として掲げる「にぎわい・やすらぎ・きらめきのあるまちづくり」が着実に進んでいることを実感できたところです。

開催にあたり、準備段階よりご尽力いただいた関係団体や事業所などの方々に心より感謝申し上げます。

【中心市街地の活性化】

次に、中心市街地の活性化についてです。

中心市街地の活性化の取り組みでは、中心商店街への誘客に向けた各商店街振興組合等によるイベントの開催や、平成31年度の施設整備並びにオープンに向けて事業が進められている、旧土豫銀行跡地を活用したにぎわい拠点事業など様々な取組が行われております。

イベントの開催や、集客力のある拠点施設が整備されることにより、中心商店街への誘客が期待されますが、その効果を中心商店街

に最大限波及させるためには、中心商店街に訪れる方々の潜在ニーズの掘り起こしや課題の抽出、また、その課題解決に向けた協議、検討、更にはその取組を実践していくための計画づくりが必要不可欠となってまいります。

この計画づくりにおいては、本年10月末に各商店街振興組合をはじめ関係団体や県、市で組織する「四万十市中心商店街活性化協議会」を設立し、拠点施設と各商店街の効率的・効果的な連携を柱とした活性化計画の策定に取り組んでおります。

中心商店街を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、郊外型大型店舗の進出により、空き店舗が増加するなど厳しさを増しておりますが、活性化に向けたハード（拠点施設の整備）、ソフト（中心商店街活性化計画の策定）両輪による取組を進め、中心商店街の賑わいと活気の創出につなげていきたいと考えております。

【愛育園・もみじ保育所統合】

次に、保育所の統合についてです。

市街地にあります愛育園、もみじ保育所は、共に築年数が30年を超えており、特にもみじ保育所におきましては、四万十市で最も古い施設であり、老朽化が激しく、送迎時の交通安全の確保なども含め、二つの保育所を移転、統合し、新たな保育所の建設を検討しております。

二つの保育所統合後の建設位置は、中村東町一丁目の日本たばこ

産業株式会社中村営業所跡地を予定地としており、現在入所している児童が統合後も受け入れ可能な施設規模であることや、待機児童解消のための低年齢児受け入れなどの市の方針について、近隣の住民、関係区長及び保育所の保護者代表の皆さまにご報告し、ご意見をお伺いしているところです。

また、子育てに関係する団体・機関の方々にご参加いただき、自由な意見交換ができる場として、「子ども子育て検討会」を立ち上げ、それぞれの立場を踏まえた様々なご意見をお聞きしたところでございます。

今後は、将来の就学前児童の人口動態を見据えて、皆さまからのご意見を踏まえながら効果的な保育運営を基本とし、検証を重ねてまいりたいと考えております。

【本村保育所の休園】

次に、本村保育所の休園についてです。

本村保育所は昭和26年に認可された歴史ある保育所であり、67年にもわたる長い間、地域住民の方々とともに子育て施設としての役割を担ってまいりました。

しかしながら、本年4月時点で入所児童数が9名となり、3歳児以上の子どもがいない状況となっています。

また、現在の施設は、昭和61年に建築し、築32年を経過した老朽化の著しい建物となっており、大雨などの際は河川増水による

浸水も懸念される立地となっております。

このような中、本年8月に本村保育所の保護者の方々と今後の子育てや保育について、意見交換の場を持ちました。意見交換会では、安心、安全な環境のもと、年齢別の子どもたちが健やかに育つことの大切さを共通の思いとして認識することができました。

市といたしましても保護者の方々の意見を踏まえながら、総合的に検討した結果、平成31年3月末をもって本村保育所を休園し、現在、建築中の新しい川崎保育所で西土佐地域の子ども達の保育を行っていくこととしました。

これにより、西土佐地域に保育所は1箇所となりますが、新たな環境のもと、子どもたちが健やかに伸び伸びと成長できる保育に取り組んでまいりたいと考えております。

【窓口業務の延長】

最後に、窓口業務の時間延長についてです。

本市では、市民の皆さんが行政サービスをより便利に利用いただけるよう、本年1月から1年間を試行期間として、来庁者の見込まれない一部の部署を除き、平日の12時から13時までの昼休みと、毎週水曜日の19時まで、窓口業務の時間延長を実施しております。

このたび、これまでの利用状況を踏まえ、来年1月より、平日の12時から13時までの昼休みについては、本庁1階の全ての部署の他、収納対策課、上下水道課、生涯学習課、西土佐総合支所の住

民分室を、また、毎週水曜日の19時までの時間帯については、本庁の市民・人権課、税務課、子育て支援課、会計課、収納対策課において窓口業務の時間延長を本格実施することといたしました。

これにより、仕事や都合により開庁時間にお越しいただくことができない方に対しても、証明書の発行や各種申請の受付、市税の納付等において機会の拡大が図れ、行政サービスの向上に繋がるものと考えています。

以上で、主要課題への取り組みについての報告を終わります。